

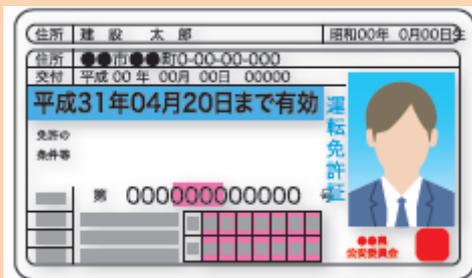
登録申請時の添付書類

登録申請時に必要な添付書類について説明します。

有効期間のある証明書類は申請時点において、有効期間内に限ります。

■ 必ず添付が必要な書類

本人確認書類



カード用顔写真



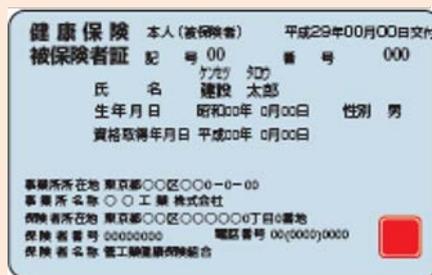
カードには顔写真が印刷されます



■ 情報を証明するために必要な書類

社会保険等証明書類・資格・学歴に関する証明書類

加入社会保険等証明書類



登録基幹技能者証明書類



保有資格証明書類



本人確認書類と申請方法

本人確認書類として顔写真ありの本人確認書類をお持ちの場合は
インターネット・郵送申請・窓口申請のいずれかの申請方法を選ぶことができます。

本人確認書類	顔写真付証明書	申請方法		
		インターネット 	郵送 	窓口 
あり	あり	○	○	○
	なし	—	—	○
なし	なし	—	—	○

本人確認書類として、顔写真のない書類を提出する場合、窓口のみ申請可能です。

本人確認書類の種類と注意点

本人確認書類は、**氏名、顔写真、現住所と生年月日**を確認できる書類が必要です。本人確認書類となる書類の種類と提出時の注意点を説明します。

個人番号（マイナンバー）カード（表面のみ）または 運転免許証を提出する場合

どちらか1点の写しを提出



裏面の提出禁止

または



裏面（条件・住所変更）
記述あれば提出

i

個人番号（マイナンバー）カード（写し）は、必ず**表面の写し**のみを添付してください。裏面の写しを添付された場合は、受理できませんのでご注意ください。

本人確認書類の種類と注意点

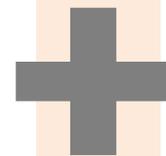
パスポートを提出する場合

パスポート 1点 +
公的身分証明書 1点 (現住所が記載されている本人確認書類)
計2点の写しを提出

パスポート (写し)

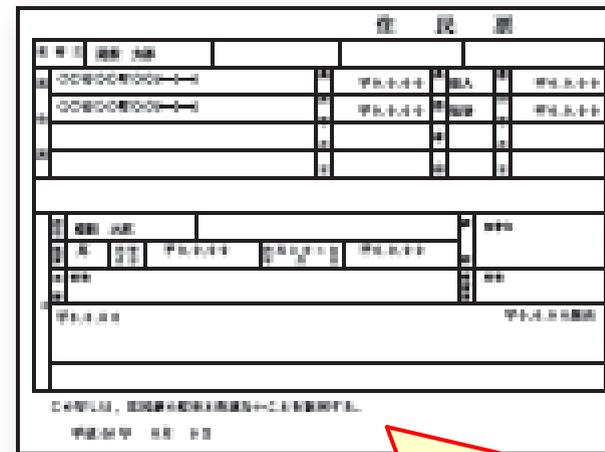


顔写真のページ



両方

住民票 (写し)



- ・健康保険証 (現住所有り)
- ・年金手帳・ねんきん定期便
- ・印鑑登録証明書

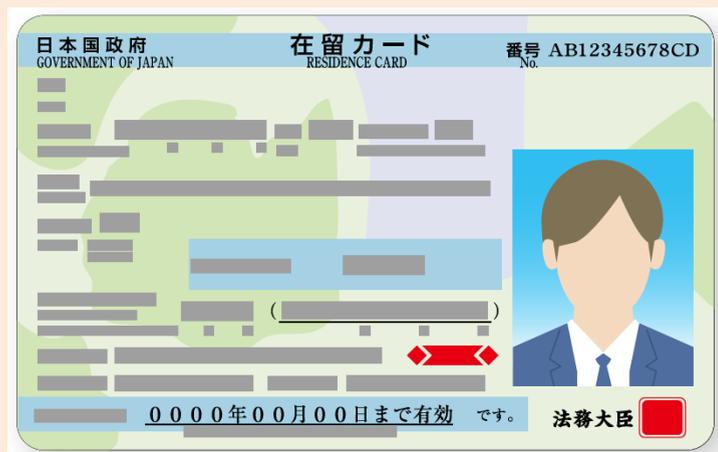


インターネット申請される外国籍の方も、上記同様「パスポート」と公的身分証明書の写し計2点を、本人確認書類とすることができます。

本人確認書類の種類と注意点

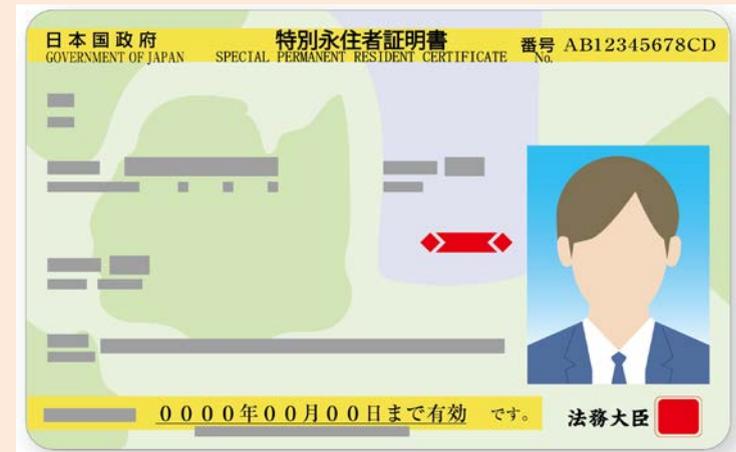
外国籍の方が「在留カード」または「特別永住者証明書」を提出する場合

どちらか1点の写しを提出



裏面 (条件・住所変更)
記述あれば提出

または



裏面 (条件・住所変更)
記述あれば提出

キャリアアップカード用の写真

登録申請には、建設キャリアアップカード用に、申請するご本人の写真が必要です。



- デジタルカメラやスマートフォンで撮影する場合、サイズが小さくなりすぎないように、鮮明に撮影したものを提出してください。
- 証明書写真機で撮影する場合、サイズ縦45mm×横35mmを選択し、印刷された写真を電子化してください。
- 画像アップロードの際にトリミングができます。

適切な写真の例

- 6ヶ月以内に撮影したものの。
- 正面、無帽、無背景のもの。



不適切な写真の例

- 帽子やマスクを着用している。
- 顔に影ができています。
- サングラスや色付眼鏡をかけている。



登録申請書に添付する書類

建設キャリアアップシステムの「技能者情報登録申請」では、該当する下記の証明書類(写し)が必要になります。「→の数字」は「技能者情報登録申請書」に記入する項目番号です。

※登録する情報を正確に証明するための、証明書類(有効期限のあるものは有効期限内のもの)の添付を確認させていただいております。この場合、建設キャリアアップシステムに「証明書類の確認あり」の情報として登録します。一方、登録申請書に記載しても、証明書類の添付がない場合には「証明書類の確認なしの情報」として登録されます。

全員が必ず添付するもの

インターネット申請の場合、添付は不要

①本人確認書類(写し) (4-5ページ参照)

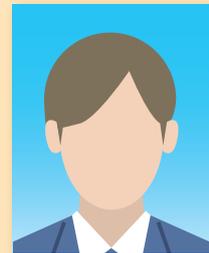


②登録料金の払込受領書 (3ページ参照)



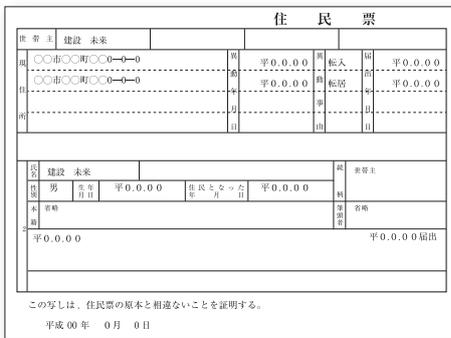
コンビニエンスストアの
払込受領書

③建設キャリアアップカード 用顔写真 (11ページ参照)



情報を証明するために必要な書類

●通称名証明書類(住民票等)(写し) → 4-⑤

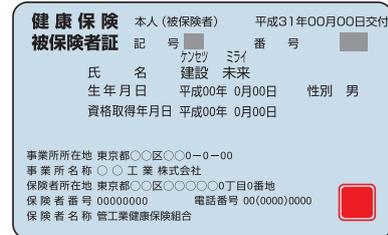


●加入社会保険等証明書類

・健康保険(写し) → 6-①

☆健康保険被保険者証(写し)(19ページ参照)

※健康保険の健康保険被保険者記号・番号は、必ずマスキングして(消して)ください。



●外国籍証明書類(写し) → 4-⑩

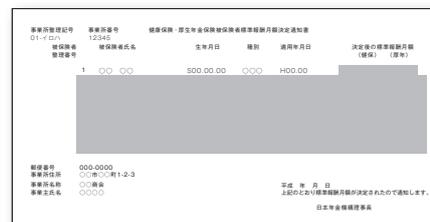
- ☆在留カード(写し)
- ☆特別永住者証明書(写し)
- ☆住民票(写し) ※国籍・在留資格・在留期間が明記されているもの。

※提出は☆印の証明書類の内、いずれか一点でかまいません。



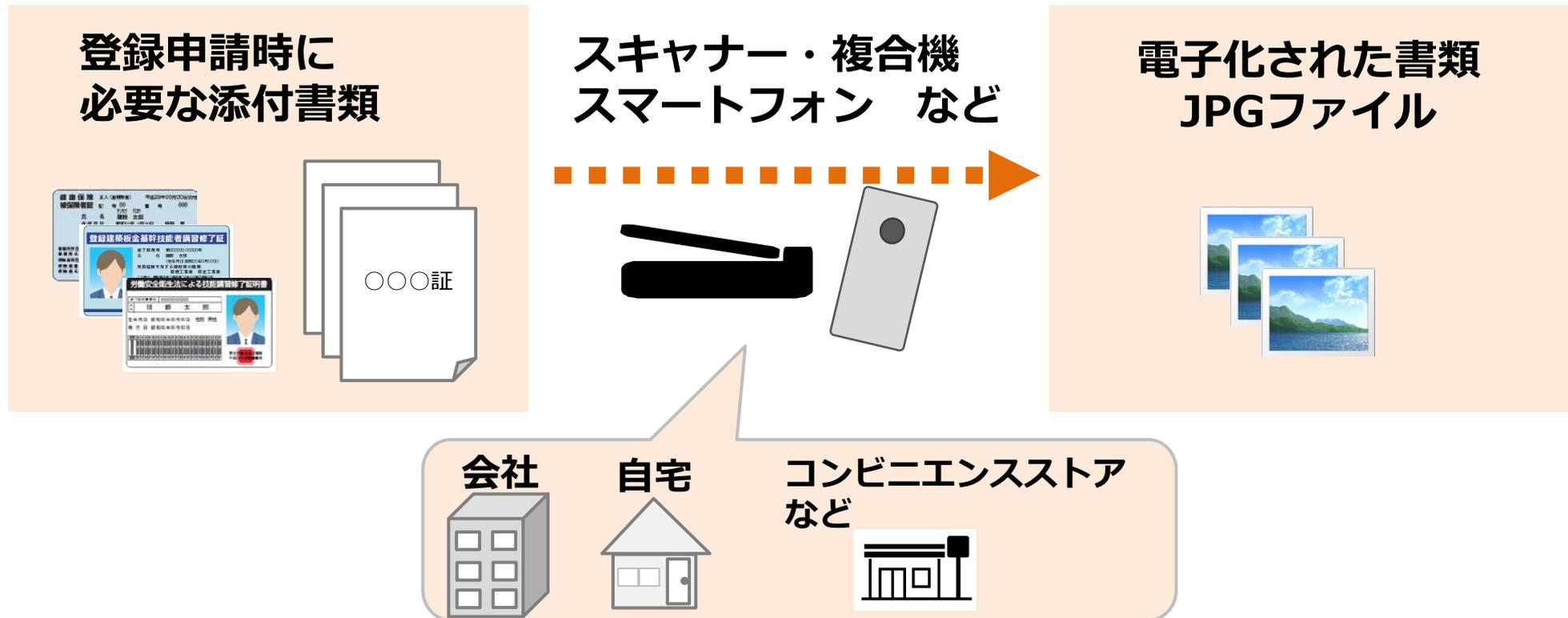
・年金保険(写し) → 6-②

- ☆厚生年金等加入証明書(写し)
 - ☆健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知書(写し)
- ※年金保険の基礎年金番号は、必ずマスキングして(消して)ください。
- ※本人以外の氏名などが記載されている場合は、必ずマスキングして(消して)ください。



書類の電子化

ご準備いただいた添付書類は、登録申請の際にJPG形式の電子ファイルとして添付し、登録します。



- 電子化したファイルが正しく画像を読み取れることを確認してください。
- 添付ファイルの名前を、書類の内容を示す分かりやすいファイル名に変更することで、書類を添付する際、スムーズにファイルを選択できます。
- 申請登録の際に添付しやすいよう、電子ファイルは、申請を行うパソコンやスマートフォンなどに保存してください。